

令和2年第1回紀の川市議会臨時会議案書

和歌山県 紀の川市

31紀総務発第310001号
令和2年2月4日

紀の川市議会議長 村垣正造様

紀の川市長 中村慎司

議案の送付について

令和2年第1回紀の川市議会臨時会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

議案第1号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第1号

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年紀の川市条例第144号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月4日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

令和2年4月1日からの一般廃棄物の処理手数料の引上げ等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年紀の川市条例第144号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第32条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学</p> <p>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令）に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後</p> <p>、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第32条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法）に基づく専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令）に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後（同法）に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令）に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後（同法）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（同法）に基づく専門職</p>

改 正 前

大学の前期課程にあっては、修了した(後)、5年以上廃棄物の
 処理に関する技術上の実務に従事した経験の有する者
 (8)～(11) 略

別表第1 (第15条関係)

種別	区分	手数料
し尿及び浄化槽汚泥 浄化槽の清掃基本料 (浄化槽の 槽汚泥の収集手数料に加算 して徴収する。)	18リットル	200円
	5人槽以下	2,500円
	6人槽以上7人槽以下	3,000円
	8人槽以上20人槽以下	4,000円
	21人槽以上35人槽以下	5,000円
	36人槽以上180人槽以下	5,500円
	181人槽以上250人槽以下	6,000円
	251人槽以上	7,000円
	5人槽以下	3,000円
	6人槽以上7人槽以下	3,500円
	8人槽以上10人槽以下	4,000円
	11人槽以上15人槽以下	5,000円
	16人槽以上20人槽以下	6,000円
21人槽以上25人槽以下	7,000円	
26人槽以上30人槽以下	8,000円	
31人槽以上35人槽以下	9,000円	
36人槽以上40人槽以下	10,000円	

改 正 後

大学の前期課程にあっては、修了した(後)、5年以上廃棄物の
 処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 (8)～(11) 略

別表第1 (第15条関係)

種別	区分	手数料
し尿及び浄化槽汚泥の収集 浄化槽の清掃基本料 (浄化槽の 槽汚泥の収集手数料に加算 して徴収する。)	18リットル	220円
	5人槽以下	3,500円
	6人槽以上7人槽以下	4,200円
	8人槽以上20人槽以下	5,600円
	21人槽以上35人槽以下	7,000円
	36人槽以上180人槽以下	7,700円
	181人槽以上250人槽以下	8,400円
	251人槽以上	9,800円
	5人槽以下	4,200円
	6人槽以上7人槽以下	4,900円
	8人槽以上10人槽以下	5,600円
	11人槽以上15人槽以下	7,000円
	16人槽以上20人槽以下	8,400円
21人槽以上25人槽以下	9,800円	
26人槽以上30人槽以下	11,200円	
31人槽以上35人槽以下	12,600円	
36人槽以上40人槽以下	14,000円	

改正前		改正後	
41人槽以上50人槽以下	12,000円	41人槽以上50人槽以下	16,800円
51人槽以上60人槽以下	14,000円	51人槽以上60人槽以下	19,600円
61人槽以上70人槽以下	16,000円	61人槽以上70人槽以下	22,400円
71人槽以上80人槽以下	18,000円	71人槽以上80人槽以下	25,200円
81人槽以上90人槽以下	20,000円	81人槽以上90人槽以下	28,000円
91人槽以上100人槽以下	22,000円	91人槽以上100人槽以下	30,800円
101人槽以上120人槽以下	26,000円	101人槽以上120人槽以下	36,400円
121人槽以上130人槽以下	28,000円	121人槽以上130人槽以下	39,200円
131人槽以上150人槽以下	32,000円	131人槽以上150人槽以下	44,800円
151人槽以上180人槽以下	38,000円	151人槽以上180人槽以下	53,200円
181人槽以上200人槽以下	42,000円	181人槽以上200人槽以下	58,800円
201人槽以上230人槽以下	48,000円	201人槽以上230人槽以下	67,200円
231人槽以上250人槽以下	52,000円	231人槽以上250人槽以下	72,800円
251人槽以上	62,000円	251人槽以上	86,800円

備考 略

備考 略

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

附 則 (令和 年 月 日 条例 号)
(施行期日)

- 1 この条例中別表第1の改正は令和2年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料から適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、市長が必要と認める場合を除き、なお従前の例による。